

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問01（個）第1号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年5月10日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、審査請求人に関する「DVおよび児童虐待を認定した意見書」の類、それに関する附属資料一式（以下「本件請求情報」という。）について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、本件請求には疎明資料として、次の文書が添付されていた。

- (1) 「父子面会交流権行使（住民基本台帳法12条3の1）のための自己情報公開請求とDVおよび児童虐待認定の意見書撤回を求めるための疎明資料（共通）」と題する文書（平成31年5月10日付け）
- (2) 審査請求人の元妻（以下単に「元妻」という。）を申立人、審査請求人を相手方とした平成〇〇年（家イ）第〇〇号夫婦関係調整事件に係る〇〇家庭裁判所〇〇支部の調査報告書の写し（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- (3) 審査請求人を申立人、元妻を相手方とした平成〇〇年（家）第〇〇号面会交流申立事件に係る〇〇家庭裁判所〇〇支部の審判書の写し（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- (4) 〇〇家庭裁判所〇〇支部における平成〇〇年（家イ）第〇〇号面会交流申立事件に係る元妻から弁護士への委任状の写し（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- (5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇において実施された、審査請求人から〇〇に対する審査請求に係る審理員審理における口頭意見陳述聴取結果記録書の写し
- (6) 元妻及び審査請求人の子（以下単に「子」という。）の戸籍の附票及び住民票除票の写し（〇〇長により発行されたもの）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報については、存在しているか否かを答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるため、自己情報存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年5月27日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年6月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件審査請求に係る審査請求書に、同法第19条第2項第

1号に規定する審査請求人の住所又は居所及び同項第5号に規定する処分庁の教示の有無及びその内容の記載がなく、また、同審査請求書において「提出済み」とされた附属書類の確認をする必要があるため、令和元年6月20日付け西こ第2号により補正を命じ、審査請求人は同月26日付けで補正した。

また、審査請求人は、令和元年7月30日付けで「補正書（その2）兼弁明書」と題する文書（以下「補正書兼弁明書」という。）を提出した。

なお、当該文書には次の文書が添付されていた。

- (1) ○○長から審査請求人に対する、令和○○年○○月○○日付け○○第○○号の○○による保有個人情報部分開示決定通知書の写し並びに同通知書に基づき部分開示された、○○長から○○長宛て住民基本台帳事務における支援措置申出書（写し）の送付文及び元妻が○○に提出した住民基本台帳事務における支援措置申出書の写し
- (2) 「虚偽DV」に関連した記事の写し（別居中の妻が夫の家庭内暴力を捏造したことで、不当に加害者と認定され、子供と会えなくなったとして、夫が妻と県に損害賠償を求め、平成30年4月25日に名古屋地方裁判所が妻と県に賠償を命じたもの）

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、補正書兼弁明書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 元妻からの虚偽の申立てによる「意見書の類」が、○○あるいは○○の児童・DV等の相談機関、あるいは、○○によって作成され、その意見に基づき、審査請求人を加害者と判断して情報を隠匿するという、誤情報による誤判断に基づく、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適切な運用とかけ離れた違法ないし不当な不利益処分が○○の市民公開窓口において行われている。

住民基本台帳法第12条の3第1項第1号による「父子面会交流権」の権利行使のための第三者請求を認めないことは、明らかな権利侵害に当たる。

イ 本件請求においても上記アと同様の主張を行い、「意見書の類」の開示を求めたが、実施機関は、審査請求人から送付した資料一式を精読することすらせず、本件処分を行ったと認識している。自己情報であるにも関わらず、そうでないかのように扱うこの判断の根拠を説明してほしい。

ウ 意見書の提出自体は行政処分ではないため、あくまで参考意見であり、その意見書を採用するか否かは呉市の主体的判断であると考えるが、審査請求人が提出した裁判所の判断などの疎明資料をまるで担当者が理解していない。

エ せめて部分開示にして、「意見書の類」を呉市に提出した機関名だけでも公開してもらいたい旨を電話口で申し述べたが、これも拒否されていることから、実施機関は機関名を公開することが元妻の所在を類推させる手

掛かりなり得るため、非公開（存否応答拒否）という判断をしたのだと考えられるが、審査請求人はすでに元妻の住所を知っているため、元妻には益がなく、主張に意味がないため、個人情報保護法と個人情報保護条例の誤運用、瑕疵を含む行政処分であり、違法ないし不当なものであると考える。

オ 「意見書の類」を書いた機関名を隠匿することにより、〇〇の誤判断を招いたことに関して、その「意見書の類」を書いた実施機関又は広島県警察を訴えることで、誤判断の根本を修正したいという審査請求人の思いを無下にしていることについては、父子面会交流権の権利侵害を間接的に支援しているだけでなく、憲法32条の裁判権を侵害しているものとする。

カ 〇〇に対する自己情報開示請求の結果は存否応答拒否でなく非公開であり、なぜ食い違いが生じるのか説明を求める。

(2) 補正書兼弁明書における主張

ア 実施機関は、文書の所持を明らかにするだけで元妻及び子（以下「元妻ら」という。）の利益を損なうと主張しているが、損なうべき「利益」など存在しない。

〇〇は、裁判所の審判を疎明資料として熟読し理解した上で、住民票も〇〇からの「意見書の類」に相当する通知文書も公開している。

疎明資料から審査請求人が「加害者ではなく」むしろ「虚偽情報に悩まされている被害者である」ことを理解したからこそ、これらの文書は公開されているものと認識している。

一方で、〇〇による非公開処分は、審査請求人を加害者扱いしているための措置と考えざるを得ないため、審査請求を行っている。

イ 本件処分は、審査請求人を加害者とみなした場合は、公開非公開の決定により、元妻らの引っ越し先の特定に結びつくため、存否応答拒否でも構わないかもしれないが、加害者でないことを理解したのであれば、文書不存決定にならなければならない。

ウ 間接強制による父子面会交流権を持ち、引っ越し先の住所等について裁判所及び〇〇から公開を受けている審査請求人に対して、住所特定に係る情報を秘匿し存否応答拒否を決め込んでも誰の利益にもならない。

エ 本件処分は、単に疎明資料を読み込んで審査請求人が加害者なのかどうか考える手間を省いた雑な行政処分でしかないとする。

もし、そうでないのであれば、審査請求人を加害者と見なしているのか否かの回答を求める。

オ その判断をしていないのであれば、「保護すべき利益があるか、ないかということすら考えずに（判断せずに）存否応答拒否処分を下した」ということになる。

保護すべき利益などないのに、利益があるかないか、判断をするのが面倒くさいがために「利益が失われる」と決めつけて門前払いしようとしているようにしか見えない。

カ 上記第2の3の(1)及び(2)に基づき、本件処分を取り消し、文書不存決定に切り替えることを望む。

(3) 反論書における主張

ア 存否応答拒否にすべき理由として、応答するだけで相談があったかな

かったかを明らかにすることになる旨を主張しているが、そのことの何が問題であるのかについて具体的な説明がないため、説明を求める。常識的に考えれば、相談があるなしの返答により、元妻らが〇〇に居住しているか否かを明らかにしてしまうため、「DV及び児童虐待の加害者」に対して返答しないという判断ということなのか否か、回答を求める。

イ そのような見解は、元妻から提出されている「支援措置の要求」だけを是として、審査請求人から提出している〇〇の裁判所の見解である「審査請求人は加害者ではない」という書類を是としなかったから生じているものと受け止める。このことについても、そうであるのか否か、回答を求める

ウ すでに提出済みの資料に記載されている愛知県での裁判結果に示されているとおり、一審は「夫側（加害者側）の意見を聞きもせず妻（被害者側）の申し立てのみを聞いて判断を下したことは間違いである」と言っている。二審で逆転判決が出ているのは、事実として加害行為の有無で判断が覆ったためであり、夫側の意見を聞くべきだという論点が覆ったわけではない。実施機関及び〇〇の主張はいずれも、妻側の主張のみを聞けば判断を下してよいという認識を示していると思われるが、間違いはないか説明を求める。

エ 上記ウの判断に基づき、審査請求人から提出されている疎明資料について、一切考慮に値しないものと切り捨てているものと思われるが、そのことについて確認を求める。

オ 以上の論点に関する回答なきままに審査を終わらせることは、審議・審査を尽くさぬまま結論を導くことになるので不適切である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に至る経過

本件請求情報の特定に当たり、本件請求の受理時に審査請求人から提出を受けた上記第2の1（1）から（6）までの資料から、審査請求人は、子との父子面会交流権行使のため、離婚した元妻及び子の居所を知るべく住民基本台帳法第12条第1項に基づく本人等の請求による住民票の写し等の交付を〇〇へ求めたところ、支援措置を理由とする不交付の決定を受けたため、当該決定に対する審査請求を行い、その結果、元妻らが審査請求人から配偶者からの暴力（以下「DV」という。）又は児童虐待を受けたという内容で住民基本台帳法及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号ほか）に基づく支援措置（以下「支援措置」という。）の申出が〇〇になされていることを確認しているという状況が認められた。

そのことから、本件請求の内容については、当該支援措置の申出を受けた行政機関となる〇〇に対し、当該DV又は児童虐待の相談に関して、実施機関が支援措置申出書に意見を記載した事実があるのであれば、当該支援措置申出書に係る審査請求人の保有個人情報についての開示を求めているものと認めた。

よって、本件請求情報については、存在しているか否かを答えるだけで、元妻らが審査請求人からDV又は児童虐待を受けている旨の相談を実施機関へ

行っているという事実の有無を開示することとなるため、本件処分を行い審査請求人に通知した。

2 市町村が行う住民基本台帳の閲覧等に係る支援措置について

支援措置は、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「配偶者からの暴力等」という。）の加害者が、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、これらの行為の被害者の住所を探索することを防止して被害者の保護を図ることを目的として行われるものである。

また、県等の相談機関は、これら配偶者からの暴力等の被害者からの相談について、被害者の安全確保を最優先とした対応を図る観点から、市町村と連携して対応することとしており、市町村が行う支援措置の実施の判断に資するため、当該相談によって把握した事実に基づき支援措置の必要性に係る意見を支援措置申出書へ記載しているものである。

3 不開示（存否応答拒否）とした理由

本件請求の内容は、上記1のとおり、審査請求人からDV又は児童虐待を受けたという被害者からの相談に基づき、当該被害者が市町村へ提出する支援措置申出書に、実施機関が意見を記載した事実があれば、当該支援措置申出書に係る審査請求人の保有個人情報の開示を求めているものと認めたものであるが、当該保有個人情報の存在の有無は、市町村へ意見を記載した支援措置申出書の有無と同一であるため、それは、当該被害者が審査請求人からDV又は児童虐待を受けたという相談を実施機関へ行っているという事実の有無を明らかにすることとなる。

また、一般的に支援措置実施の有無が明らかである場合、被害者がいずれかの相談機関に対して相談を行っていることが推認されるところであるが、配偶者からの暴力等の被害者の相談先については、児童相談所だけではなく、配偶者暴力相談支援センターや警察等があり、被害者が援助等を求める内容によって相談機関を選択して行われているものである。

よって、本件請求情報の存在を明らかにすることとなると、配偶者からの暴力等の被害者が援助等を求める相談機関としていずれかの機関を選択したという当該被害者の個人情報が開示されることとなり、ひいては、被害を相談する意欲を喪失せしめ、結果的に被害から保護されない不利益を受けるおそれがある。これは、条例第14条第3号に該当する不開示情報を開示して条例により保護されるべき権利利益を損なうことになると認めため、条例第17条の規定により、本件請求情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したものである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第3の2（1）イのとおり主張するが、上記1のとおり、本件請求時に提出を受けた上記第2の1（1）から（6）までの資料を確認した上で本件処分を判断している。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、本件処分の判断を左右するものではない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人に関する、DV及び児童虐待を認定した意見書の類等の開示を求めたものである。

これに対し、実施機関は、本件請求情報の存否を答えるだけで、条例第14条第3号の不開示情報を開示することとなるとして、本件処分を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで条例第14条各号の不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、条例第17条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求情報の存否応答拒否の当否について

条例第14条第3号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則不開示としつつ、同号ただし書のいずれかに該当する情報については、開示しなければならない旨規定している。

実施機関は、本件請求情報が存在するか否かを明らかにするだけで、同号に規定する不開示情報を開示することと同様の不利益が当該開示請求者以外の特定の個人に生じることとなるとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

実施機関は、上記第4の1のとおり、本件請求情報を、審査請求人からDV又は児童虐待を受けたという元妻らからの相談に基づき、元妻らが市町村へ提出する支援措置申出書に、実施機関が意見を記載した事実があれば、当該支援措置申出書に係る審査請求人の保有個人情報の開示を求めたものと捉えている。

上記第2の1(1)から(6)までの資料は、本件請求に係る開示請求書に添付されていたものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定に当たっ

て参考とすべきものである。そして、当審査会においてこれらの資料を見分したところ、審査請求人は元妻らの転居先を確認すべく〇〇に対して住民票の交付を請求したが拒否されていること、支援措置を受けていることを理由に〇〇が審査請求人に対して戸籍の附票の交付を拒否していること、審査請求人は当該支援措置に係る申出書において意見を記載した機関に訴えを提起すべきと考えていることが確認できることから、実施機関が、本件請求にいう「意見書」を支援措置申出書に係る意見とし、当該支援措置申出書の申出者を元妻らに限定した上で、本件請求情報を特定したことは妥当である。

そうすると、本件請求情報が存在するか否かを答えると、元妻らが実施機関に対して行った相談に基づき、実施機関が支援措置申出書に意見を記載したか否かが明らかとなる。このことは、元妻らが実施機関に対して相談を行ったか否かという事実を明らかにすることと同じである。配偶者からの暴力等の被害者が他者に相談をするかどうか、相談をする場合にどの機関を相談先に選ぶかは、当該被害者の自由な選択に委ねられており、当該被害者の個人に関する情報として保護される必要があるから、当該事実は、条例第14条第3号本文に規定する不開示情報に該当すると認められる。

そして、当該事実は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書きに該当するものと認められず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件請求情報の存否を答えるだけで、条例第14条第3号の不開示情報を開示することとなると認められるため、条例第17条の規定により、本件請求を拒否した本件処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

(1) 審査請求人は、本件請求情報の存否を応答すると元妻の所在を類推させる手掛かりとなり得るため、実施機関は本件処分を行ったと考えられる、審査請求人は既に元妻の住所を知っている、などと主張するが、仮に審査請求人が元妻の住所を知っているとしても、元妻らによる相談の有無やその相談先まで知っているということにはならない。

(2) 審査請求人は、実施機関が審査請求人を、配偶者からの暴力等の加害者であるとみなしているのか否か明らかにするよう求めているが、審査請求人が配偶者からの暴力等の加害者であるか否かを問わず、元妻らによる相談の有無等に関する情報は、保護される必要がある。

また、当審査会は条例に基づく開示請求に係る開示決定等の妥当性について審議する機関であるから、審査請求人のこれらの求めについて回答を述べる立場になく、また、その権限を有しないものである。

(3) 審査請求人は、審査請求人が他の地方公共団体から受けた行政処分と食い違いが生じている理由を明らかにするよう求めているが、他団体における行政処分は当該行政処分に係る状況に応じて個別に判断された結果であるため、当該行政処分の内容が本件処分に何らかの影響を与えるものではない。

(4) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年8月29日	・ 諮問を受けた。
令和2年3月23日 (令和元年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和2年5月22日 (令和2年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授